

東海村ネーミングライツ事業実施要綱

〔 令和 5 年 3 月 9 日 〕
〔 告 示 第 2 1 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、村が所有する施設に対する命名権を付与することにより、愛称が命名された施設の魅力の向上を図るとともに、村の新たな財源を確保するため実施するネーミングライツ事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第 2 条 この要綱において、「ネーミングライツ事業（以下「事業」という。）とは、村と契約した事業者の本村の施設について、条例等に規定する名称に代えて愛称を命名する権利（以下「命名権」という。）を付与し、当該事業者からその対価を得て、施設の持続的な管理運営及び地域の活性化に資することを目的に行う事業をいう。

(基本原則)

第 3 条 事業は、施設の設置の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならないものとする。

2 村は、事業の契約期間中は、当該事業により決定した愛称を使用するものとする。ただし、条例等に規定する施設の名称については、変更しないものとし、必要に応じて、条例等に規定する施設の名称を使用することができる。

(対象外とする施設)

第 4 条 役場庁舎、学校、幼稚園、保育所、認定こども園、消防署等、村が事業にふさわしくないと認める施設は、命名権を付与する施設の対象外とする。

(規制業種等)

第 5 条 契約の当事者となることができるのは法人に限るものとする。

2 次に掲げる業種及び事業者は、事業による契約の当事者となること

はできない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に該当する風俗営業
- (2) 前号の風俗営業に類する業種で、バー、酒場その他客に酒類の提供を主たる目的として行う営業（営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。）
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業
- (4) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第2条第2項に規定する探偵業若しくはこれに類する業種
- (5) 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種
- (6) ギャンブル（宝くじを除く。）に関する業種
- (7) 投機的商品に関する業種
- (8) 占い及び運勢判断に関する業種
- (9) 法令に定めのない医療類似行為を行う業種
- (10) 政治団体及び宗教団体
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及び特殊結社団体又はこれらに関連する事業者
- (12) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- (13) 法令等に違反している事業者
- (14) 村から指名停止措置等を受けている事業者
- (15) 村から行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (16) 国税又は地方税を滞納している事業者
- (17) 前各号に掲げるもののほか、村長が適当でないと認める事業者

（愛称の要件）

第6条 事業により表記する愛称は、施設にふさわしいものであって、親しみやすく、呼びやすいものとし、東海村広報媒体広告掲載基本要綱第3条第1項各号に規定する内容を含まないものでなければならな

い。

2 前項に定めるもののほか、村長は、愛称の表記について、募集の際に条件を付することができる。

(命名権の付与期間)

第7条 命名権を付与する期間は、3年以上とする。ただし、指定管理者制度導入施設については、その指定管理期間を考慮し、命名権を付与する期間を別に定めることができる。

(募集)

第8条 村長は、命名権者の募集を原則として公募により行うものとする。

2 前項の公募に際しては、対象施設を所管する部署は、施設ごとに募集要項を作成し、村ホームページ又は広報紙への掲載等により、広く募集するものとする。

2 前項の募集要項には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 事業を実施する目的

(2) 事業を実施する施設の概要

(3) 付与する権利の内容

(4) 希望契約価格

(5) 希望契約期間

(6) 募集方法及び募集期間

(7) 選定の方法

(8) 前各号に掲げるもののほか、事業の実施に関し必要な事項

(応募)

第9条 事業に応募しようとする者(以下「応募者」という。)は、東海村ネーミングライツ事業応募申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(1) 東海村ネーミングライツ事業応募に係る誓約書(様式第2号)

(2) 印鑑証明書(法人の代表者印のもの。)

(3) 会社概要を記載した書類

(4) 直近1事業年度分の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)

及び事業報告書

- (5) 法人の登記事項証明書
- (6) 直近の納税証明書（国税及び地方税）
- (7) 愛称に商品名等を使用する場合，当該商品等の概要の分かるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか，村長が必要と認めるもの（審査）

第10条 村長は，前条の規定による応募についての審査を行うため，ネーミングライツ審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は，次に掲げる事項について審査を行い，契約相手方として採用することの適否及び順位を決定し，村長に報告するものとする。

- (1) 命名権料及び契約期間
- (2) 応募者の事業内容及び経営状況
- (3) 施設の愛称の親しみやすさ
- (4) 附帯的な提案の内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか，事業の実施に必要な事項

3 委員会は，次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 副村長
- (2) 総合戦略部長
- (3) 総務部長
- (4) 村民生活部長
- (5) 福祉部長
- (6) 産業部長
- (7) 建設部長
- (8) 教育部長

4 委員会に，委員長及び副委員長を置き，委員長は副村長を，副委員長は総務部長をもって充てる。

5 委員長は，委員会を代表し，会務を総理する。

6 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは，その職務を代理する。

7 委員会の会議（以下「会議」という。）は，事業を実施する施設の所管課からの要請により委員長が招集し，委員長が会議の議長となる。

- 8 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 9 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 11 委員会の庶務は、財政経営課において処理する。

(決定及び通知)

第11条 村長は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、当該報告内容を尊重し、応募に対する採用の可否を決定するものとする。

- 2 村長は、前項の規定による決定をしたときは、応募者に対し、東海村ネーミングライツ事業採用（不採用）決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(契約の締結)

第12条 村長は、前条第1項の規定による決定を受けた応募者（以下「命名権者」という。）との間で事業に関する契約を締結するものとする。

(命名権料の納入等)

第13条 命名権者は、村長が指定する期日までに、納入通知書により、年度ごとに一括で命名権料を納入しなければならない。

- 2 村長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、命名権者との協議により、命名権料の支払方法、納入額、納入期限等を別に定めることができる。

(契約の解除)

第14条 命名権者は、命名権者の都合により、事業の継続が困難な場合には、契約の解除を申し出ることができる。

- 2 命名権者は、前項の規定により契約の解除を申し出ようとするときは、東海村ネーミングライツ事業契約解除申請書（様式第4号）を、村長に提出しなければならない。

(契約の取消し)

第15条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、命名権の付与を取り消すことができる。

- (1) 指定した期日までに命名権料の納入がないとき。
- (2) 命名権者が、法律、条例等に違反し、又はそのおそれがある
と村長が認めたとき。
- (3) 命名権者の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が
発生したとき。
- (4) 前条の規定により、命名権者から契約解除の申出があった
とき。

2 村長は、前項の規定により命名権の付与を取消したときは、東海村
ネーミングライツ事業命名権付与取消通知書（様式第5号）により命
名権者に通知するものとする。

3 第1項の規定により命名権の付与を取り消した場合は、第13条の
規定により既に納入された命名権料については、返還しないものとし
る。

（費用負担区分）

第16条 事業の実施に要する経費のうち、村ホームページ及び広報紙
等の掲載に係る経費は村が負担し、その他の経費は命名権者が負担す
るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、村長と命名権者の協議により、費用を負
担する区分を変更することができる。

3 契約期間満了又は契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、命名権
者の負担とする。

（指定管理者との協議）

第17条 指定管理者制度導入施設に係る愛称の使用に関し必要な事項
については、村、指定管理者及び命名権者との間で協議するものとし
る。

（次回契約）

第18条 命名権者は、次回の当該対象施設の事業の募集に際して、優
先的に交渉することができるものとする。

（補則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定
める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(表面)

様式第1号(第9条関係)

年 月 日

東海村長 様

申請者 所在地

法人名

代表者名



東海村ネーミングライツ事業応募申請書

東海村ネーミングライツ事業実施要綱第9条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

施設名			
フリガナ 愛称		フリガナ 略称	
(英語表記)			
命名の理由 (応募動機)			
命名権料 (希望金額)	年額	万円	(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
	期間合計	万円	(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
希望契約期間	年 月 日から 年 月 日まで (年 か月)		
附帯的な提案	(命名権料のほか、提供いただける附帯的な提案がある場合は記入してください。)		
本社所在地 (村内事業所所在地)			
連絡 先	担当者氏名		
	部署・役職		
	TEL・FAX	TEL :	FAX :
	E-mail		

(裏面)

添付書類

- 1 東海村ネーミングライツ事業応募に係る誓約書（様式第2号）
- 2 印鑑証明書（法人の代表者印のもの。）
- 3 会社概要を記載した書類
- 4 直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表，損益計算書等）及び事業報告書
- 5 法人の登記事項証明書
- 6 直近の納税証明書（国税及び地方税）
- 7 愛称に商品名等を使用する場合，当該商品等の概要の分かるもの
- 8 前各号に掲げるもののほか，村長が必要と認めるもの

様式第 2 号（第 9 条関係）

東海村ネーミングライツ事業応募に係る誓約書

東海村ネーミングライツ事業の応募を行うに当たり、東海村ネーミングライツ事業実施要綱第 5 条に規定する規制業種又は事業者には該当しません。また、提出書類の内容は事実と相違ありません。

年 月 日

所在地

法人名

代表者名

⑩

東海村長 様

様式第3号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

東海村長



東海村ネーミングライツ事業採用（不採用）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった東海村ネーミングライツ事業の応募について、次のとおり決定したので、東海村ネーミングライツ事業実施要綱第11条第2項の規定により通知します。

区分	<input type="checkbox"/> 採用
	<input type="checkbox"/> 不採用 (理由)
対象施設名	
愛称名 (英語表記)	
略称	
命名権料	年額 万円(消費税及び地方消費税相当額を含む。) 期間合計 万円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
契約期間	年 月 日から 年 月 日まで (年 か月)
その他	

様式第 4 号（第 1 4 条関係）

年 月 日

東海村長 様

所在地

法人名

代表者名

㊟

東海村ネーミングライツ事業契約解除申請書

東海村ネーミングライツ事業実施要綱第 1 4 条第 2 項の規定により，次のとおり東海村ネーミングライツ事業の契約解除を申し出ます。

対象施設名	
愛称名	
命名権料	年額 万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。） 期間合計 万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
契約期間	年 月 日から 年 月 日まで (年 か月)
契約解除の理由	

様式第 5 号（第 1 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

東海村長



東海村ネーミングライツ事業命名権付与取消通知書

年 月 日付け 第 号で採用の決定があったネーミングライツ事業について、次の理由により命名権を取り消すことに決定したので、東海村ネーミングライツ事業実施要綱第 1 5 条第 2 項の規定により通知します。

なお、同要綱第 1 5 条第 3 項の規定により、既に納入されました命名権料については返還しません。

施設名	
契約解除年月日	年 月 日
取消理由	